

永平寺町下水道事業の設置等に関する条例を次のように公布する。

令和5年12月15日

福井県吉田郡永平寺町長 河合永充

永平寺町条例第36号

永平寺町下水道事業の設置等に関する条例

(下水道事業の設置)

第1条 下水を排除し、又は処理することにより、町民の公衆衛生の向上及び公共用水域の水質の保全を図るため下水道事業(公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。以下同じ。)を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第2条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第2項の規定により、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を令和6年4月1日から適用する。

(経営の基本)

第3条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共福祉を増進するように運営されなければならない。

2 公共下水道事業の処理区域は、永平寺町の区域のうち、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項に規定する事業計画に定められた区域とする。

3 農業集落排水事業の処理区域は、永平寺町農業集落排水処理施設条例(平成18年永平寺町条例第115号)に定められた区域とする。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)が700万円以上の不動産又は動産の買入れ又は譲渡(土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第6条 下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、

負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が5万円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が50万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

- 第7条 町長は、下水道事業に関し法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。
- 2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。
- (1) 事業概況
- (2) 経理の状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため町長が必要と認める事項
- 3 天災その他やむを得ない事故により第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、町長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(永平寺町下水道事業基金条例等の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
- (1) 永平寺町下水道事業基金条例(平成18年永平寺町条例第67号)
- (2) 永平寺町農業集落排水基金条例(平成18年永平寺町条例第70号)
(永平寺町特別会計条例の一部改正)
- 3 永平寺町特別会計条例(平成18年永平寺町条例第50号)の一部を次のように改正する。
第1条の見出しを削り、同条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、同条の条番号を削る。
第2条を削る。
(経過措置)
- 4 この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)前において、前項の規定による改正前の永平寺町特別会計条例に基づく永平寺町農業集落排水事業特別会計及び永平寺町下水道事業特別会計に属していた現金、債権及び債務は、永平寺町下水道事業会計に引き継ぐものとする。
(準備行為)
- 5 この条例の規定による永平寺町下水道事業の設置、経営その他必要な準備行為は、施行日前においても、行うことができる。